

大阪市規則第24号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 事業所の事務分掌は、第3条の規定により定めるものを除くほか、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）</p> <p>[略]</p> <p>建設局工営所</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) <u>道路、橋梁及び河川の工事（<small>りょう</small>軽微な機能維持等を目的とするものに限る。）の施行（他の所管に属するものを除く。）、維持修繕及び管理に関すること</u></p> <p>[(4) 略]</p> <p>[略]</p> <p>[舞洲スラッジセンター]</p> <p>[(1) 略]</p> <p><u>建設局建設工事事務所</u></p> <p>(1) <u>道路、橋梁及び河川の工事の施行（<small>りょう</small>他の所管に属するものを除く。）に関すること</u></p> <p><u>と</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）</p> <p>[同左]</p> <p>建設局工営所</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) <u>道路、橋梁、河川その他特定土木施設</u><small>りょう</small><u>の工事の施行（他の所管に属するものを除く。）、維持修繕及び管理に関すること</u></p> <p>[(4) 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[舞洲スラッジセンター]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[新設]</p>

[略]	[同左]
別表第1（第1条、第2条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第1（第1条、第2条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

所属	事業所の名称	所長の名称
[同左]		
建設局北部方面管理事務所	大阪市建設局野田工営所	所長
	大阪市建設局十三工営所	所長
	大阪市扇町公園事務所	所長
	大阪市十三公園事務所	所長
	大阪市舞洲スラッジセンター	所長
[同左]		

[別表第1 別紙2]

所属	事業所の名称	所長の名称
[略]		
建設局北部方面管理事務所	大阪市建設局野田工営所	所長
	大阪市建設局十三工営所	所長
	大阪市扇町公園事務所	所長
	大阪市十三公園事務所	所長
	大阪市舞洲スラッジセンター	所長
建設局道路河川部	大阪市建設局建設工事事務所	所長
[略]		